

●香川県告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、令和3年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会 高松市中野町23番2号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
土器川公園	丸亀市 丸亀市大手町二丁目4番21号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで